

つくばみらい市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力のある、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた将来の都市像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第5条 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、つくばみらい市総合計画審議会条例（平成18年つくばみらい市条例第151号）第1条に規定するつくばみらい市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、変更し（軽微なものを除く。）、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

【考え方】

総合計画については、これまで地方自治法第2条第4項において、総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経ることが義務付けられていましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、地方自治法に規定されていた基本構想の策定や議会を経ることの義務付けが廃止され、改正後は、各自治体の自主的な判断に委ねられました。

つくばみらい市では、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきと考え、本条例を制定し、今後も総合計画を策定することを明確にするのであります。

総合計画とは、将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画から構成されます。

基本構想とは、長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を示すもので、基本計画は、基本構想に定めた将来の都市像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものです。

総合計画は市の最上位計画であり、その他の市の各種個別計画の策定及び変更にあたっては、総合計画の趣旨、目的と整合性を図らなければならないと規定しています。

総合計画は、市政運営を総合的かつ計画的かつ社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応できるよう、変更できるよう規定しています。また、計画の策定又は変更したときは、速やかに公表するものとしています。

長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念である基本構想の策定にあたっては、これまで同様に、市民の代表である議会の議決を経て策定いたします。